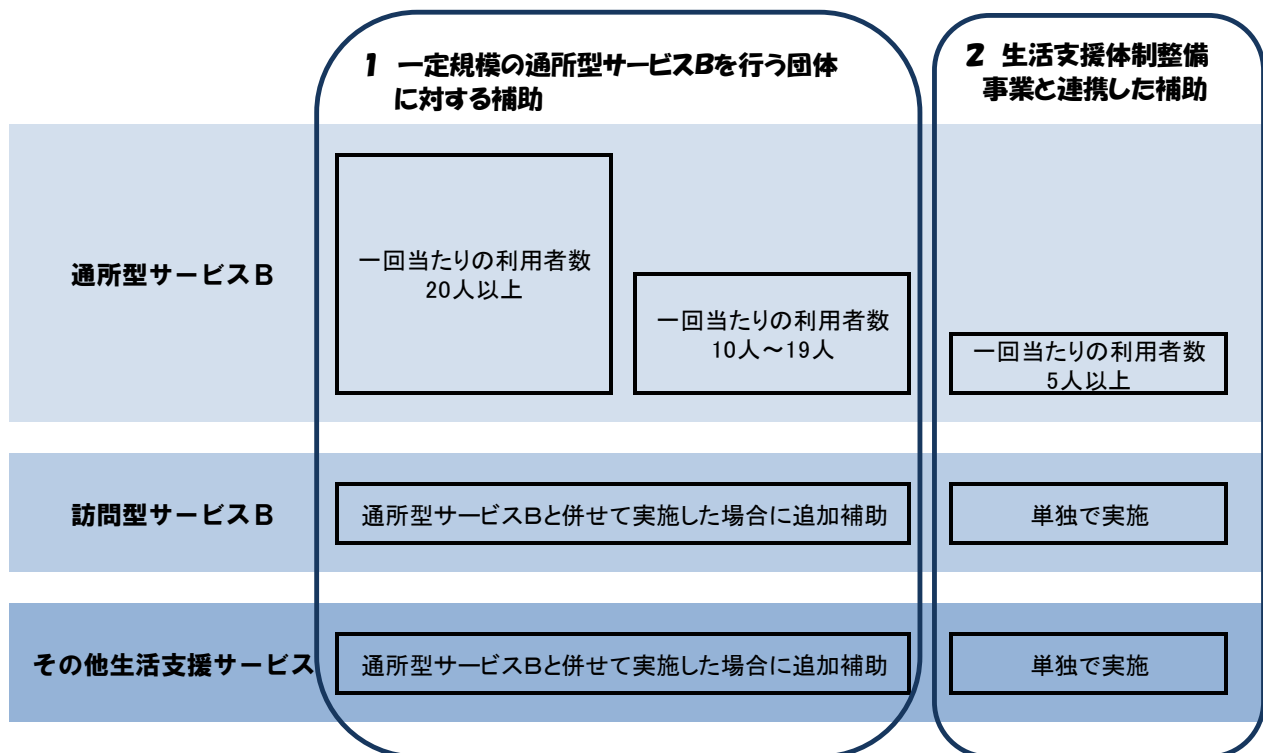


## 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について

### 住民主体による支援等（案）

高齢者が住み慣れた地域で、自ら健康づくり・介護予防に取り組むとともに、生活に支援が必要な場合には、多様な主体からの支援も受けながら、自立した生活ができる地域づくりに取り組みます。

そのため、地域包括ケアシステムの基盤の一つとなる介護予防・生活支援サービスの充実・強化を進めるための補助事業を実施します。



#### 1 一定規模の通所型サービスBを行う団体に対する補助

##### (1) 概要

一定の規模の要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）を中心とした定期的な利用が可能な通いの場で、介護予防に資するプログラム等に基づいたサービスを提供することにより、地域の要支援者等の閉じこもりを防止するとともに、健康の維持増進を図るための支援（通所型サービスB）を実施する住民主体の活動団体に対して補助金を交付します。

この団体の活動には、住民相互による支え合いや、高齢者の社会参加を促進するために、地域の高齢者自身が担い手となり参加できるような取組を行うことを期待します。

また、通いの場を拠点として以下のような多様な介護予防・生活支援を併せて実施する場合には加えて補助金を交付します。

- ① ボランティア等が要支援者等の自宅を訪問して行う、介護予防を目的とした生活援助等の支援（訪問型サービスB）
- ② 見守りや配食などの要支援者等のニーズに合わせた柔軟な支援（その他生活支援サービス）

(2) 補助金について ※補助額については予算事項であり、今後の予算編成の中で決定していきます。

ア 通所型サービスB

一つの場所で、週5日以上、かつ、1日5時間以上、要支援者等が参加することのできる住民が集う居場所を運営し、そのうち、要支援者等を中心とした10人程度以上の利用者に対して、有償、無償のボランティア等による、高齢者向けのプログラムを含む活動を、週1回以上、かつ、概ね3時間以上提供する場合。

補助の種類	高齢者向けのプログラムを含む活動の1回当たりの利用者数(年平均)	補助率	補助限度額(年額)
拠点家賃・光熱水費等補助	10人以上20人未満	10/10	1,200,000円
	20人以上		2,400,000円
人件費・活動費補助	10人以上		600,000円

イ 訪問型サービスBを通所型サービスBと併せて実施する場合に追加する補助

要支援者等の利用者宅に、週1回以上訪問し、介護予防を目的として、主に有償、無償のボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援を提供する場合。

補助の種類	サービス提供回数(年)	補助率	補助限度額(年額)
人件費・活動費補助	500回以上	10/10	600,000円

ウ その他生活支援サービスを通所型サービスBと併せて実施する場合に追加する補助

要支援者等の利用者宅に、週1回以上訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食を提供する場合又は要支援者等の利用者宅への定期的な訪問による見守りのサービスを提供する場合。

補助の種類	サービス提供回数(年)	補助率	補助限度額(年額)
人件費・活動費補助	500回以上	10/10	600,000円

～補助額の考え方～

現在、拠点をもって活動している団体の家賃等については、概ね10万円前後のところが多く、規模の大きいところでは20万円前後となっていました。

拠点家賃・光熱水費補助については、利用規模に応じた家賃相当額を参考に、補助額を想定しました。

また、人件費・活動費補助については、他の類似の補助事業の補助額を参考に、補助額を想定しました。

※人件費は「サービスの利用調整等を行う者の人件費」とし、サービスを提供するボランティア等の人件費は補助の対象とすることはできません。

## 2 生活支援体制整備事業と連携した補助

### (1) 概要

1の通所型サービスBよりも、運営日数が少なく、規模の小さい通所型サービスBを行う活動や、訪問型サービスB及びその他生活支援サービスを単独で行う活動に対して補助を実施します。

これらの補助は、それぞれの地域の支援ニーズと資源を把握したうえで、地域にとって必要とされ、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動に対して、その活動の創出・持続・発展を支援するために実施するものです。

### (2) 補助金について ※補助額については予算事項であり、今後の予算編成の中で決定していきます。

#### ア 通所型サービスB

要支援者等を中心とした5人程度以上の利用者に対し、有償、無償のボランティア等による、高齢者向けのプログラムを含む活動を週1回以上、かつ、概ね3時間以上提供する場合。

補助の種類	高齢者向けのプログラムを含む活動の1回当たりの利用者数(年平均)	補助率	補助限度額(年額)
人件費・活動費補助	5人以上	10/10	600,000円

#### イ 訪問型サービスB

要支援者等の利用者宅に、週1回以上訪問し、介護予防を目的として、主に有償、無償のボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援を提供する場合。

補助の種類	サービス提供回数(年)	補助率	補助限度額(年額)
人件費・活動費補助	500回以上	10/10	600,000円

#### ウ その他生活支援サービス

要支援者等の利用者宅に、週1回以上訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに、行う配食を提供する場合又は要支援者等の利用者宅への定期的な訪問による見守りのサービスを提供する場合。

補助の種類	サービス提供回数(年)	補助率	補助限度額(年額)
人件費・活動費補助	500回以上	10/10	600,000円

### 3 よこはまふれあい助成金との関係について

「一定規模の通所型サービスBを行う団体に対する補助」や「生活支援体制整備事業と連携した補助」を運用していくに当たっては、これまでも多様な地域福祉活動に対して支援を実施し、広く地域での支え合い活動を推進してきた「よこはまふれあい助成金」と連携し、団体の活動に応じた支援を実施していきます。

#### **よこはまふれあい助成金(継続)**

横浜市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会

より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施。

#### **生活支援体制整備事業と連携した補助(新規)**

それぞれの地域の支援ニーズと資源を把握したうえで、地域にとって必要とされ、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動に対して、その活動の創出・持続・発展を支援するために実施。

#### **一定規模の通所型サービスBを行う団体に対する補助(新規)**

一定規模の要支援者等を中心とした通いの場で、介護予防に資するプログラム等に基づいたサービスを提供することにより、地域の要支援者等の閉じこもりを防止するとともに、健康の維持増進を図るための支援を実施する住民主体の活動団体に対して実施。

### 4 スケジュールについて

